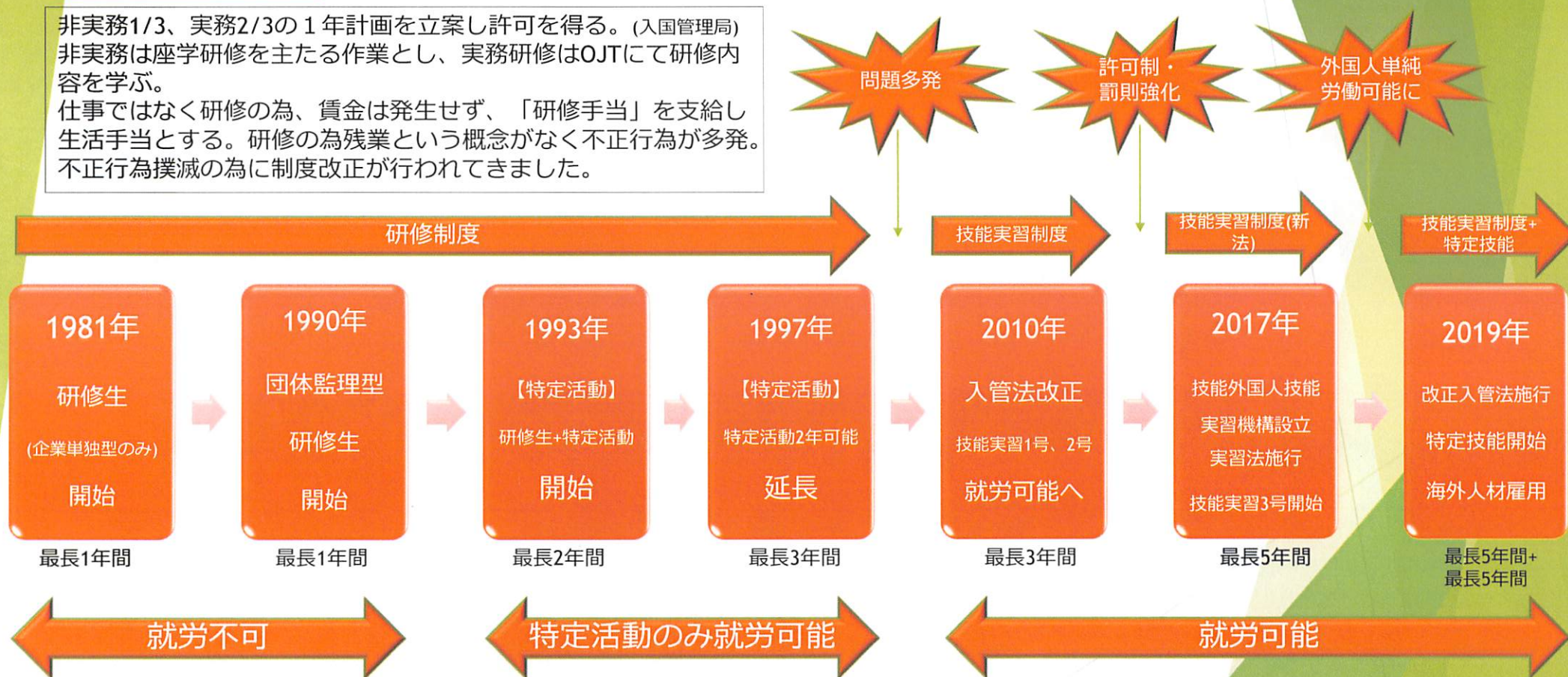


研修生・技能実習生の歴史

研修生の仕組み

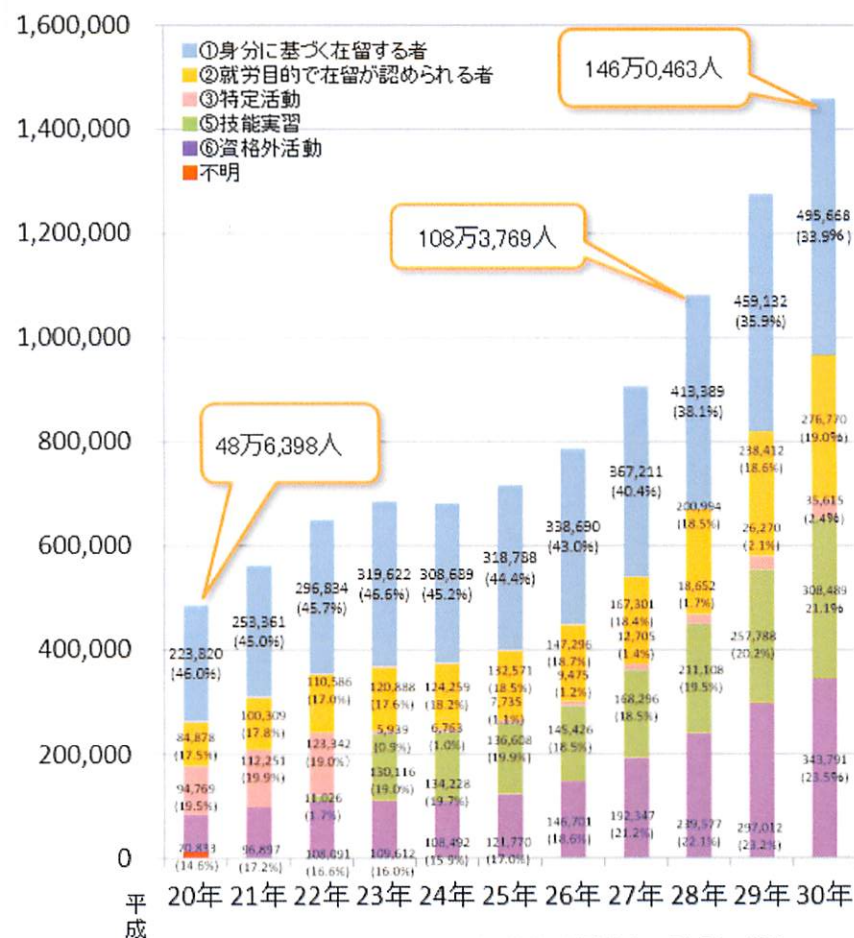
非実務1/3、実務2/3の1年計画を立案し許可を得る。(入国管理局)
非実務は座学研修を主たる作業とし、実務研修はOJTにて研修内容を学ぶ。
仕事ではなく研修の為、賃金は発生せず、「研修手当」を支給し生活手当とする。研修の為残業という概念がなく不正行為が多発。
不正行為撲滅の為に制度改正が行われてきました。



比較表

	研修生	技能実習生	特定技能(1号)
目的	技術移転	技術移転	人手不足解消
業種	※1カリキュラム/62職種114作業	80職種144作業	14職種
作業内容	技術習得に係わる作業	技術習得に係わる作業	接客・単純作業可能
在留資格	※1研修/特定活動	1号口/2号口/3号口	特定技能1号
期間	1年/2・3年	1年/2・3年/4・5年	5年(5年以上)
在留資格変更時	試験有り	試験有り	試験有り
受入れ制限	正社員(保険書ベース)に応じて決まる 50名=3人	正社員(保険書ベース)に応じて決まる 30名=3人	枠、人数制限がない ※建設業は社員数を超えない

外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者 約49.6万人
(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約27.7万人
(いわゆる「専門的・技術的分野」)
・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約3.6万人
(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④就労を目的とした新たな在留資格(「特定技能」)
・一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるもの。
・受入れ対象分野については、真に必要な分野に限定する。
・在留期間の上限は、通算で5年とする。

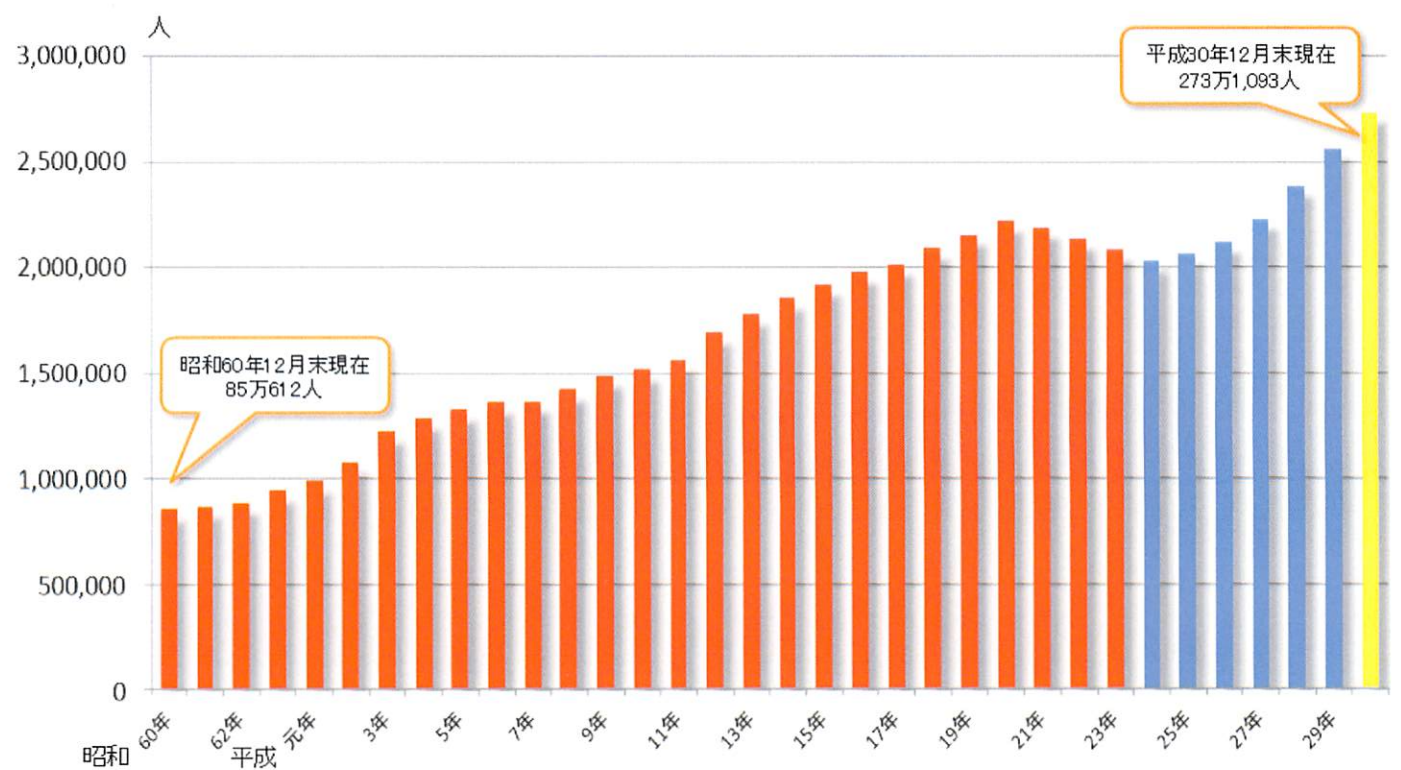
⑤技能実習 約30.8万人
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑥資格外活動(留学生のアルバイト等) 約34.4万人
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

在留外国人数の推移

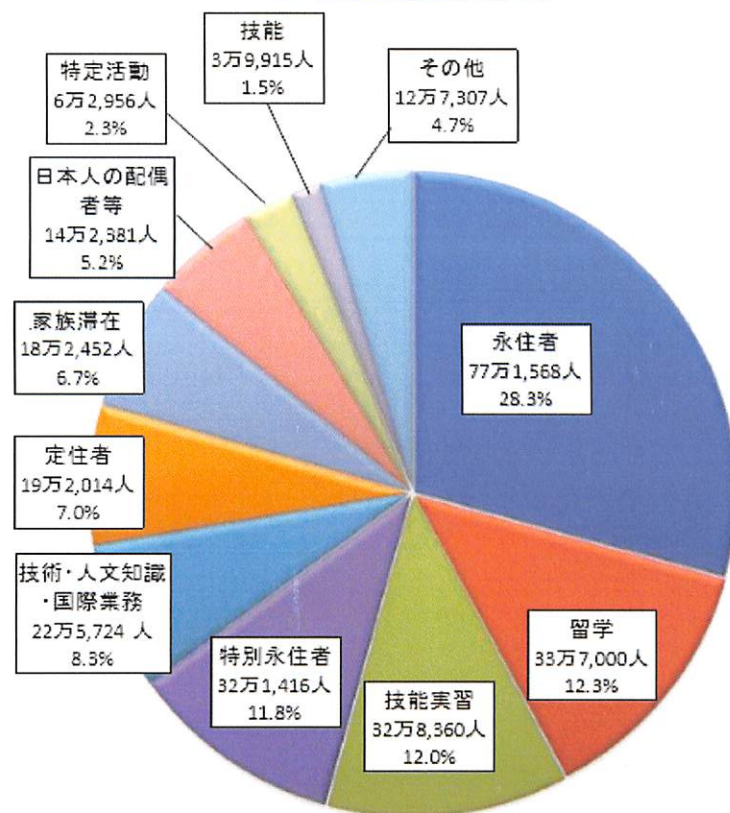


出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan



在留外国人数（総数） 273万1,093人

在留資格別



国籍・地域別

